

岩手県告示第 839 号

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項に規定する知事が指定する施設（平成 18 年岩手県告示第 290 号）の一部を次のように改正し、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日から施行する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第82条の2</u> に規定する専修学校（専門課程のみを置くものを除く。）及び同法 <u>第83条第1項</u> に規定する各種学校 2～9 [略]	1 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第124条</u> に規定する専修学校（専門課程のみを置くものを除く。）及び同法 <u>第134条第1項</u> に規定する各種学校 2～9 [略] 10 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園（認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）第2条第5項に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	